

地域連携室だより

ハイライト

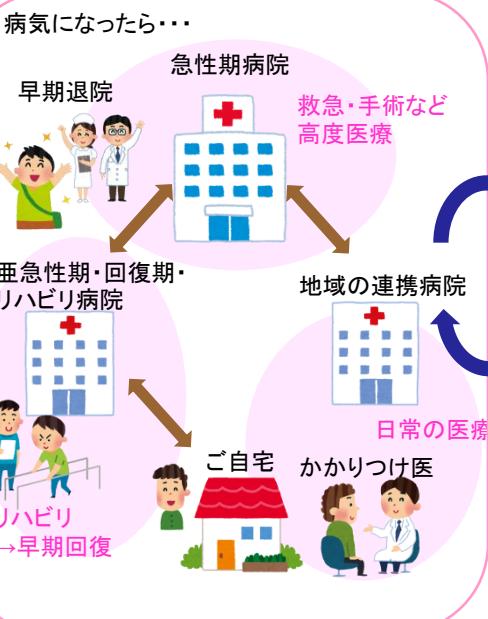
- ・平成26年度 診療報酬改定
- ・消費税増税について
- ・編集後記

いよいよ新年度ですね。今回は診療報酬改定と消費税増税についてです。よく耳にはしますが、皆さんの生活にどのような影響があるのでしょうか。ポイントをまとめて紹介したいと思います。

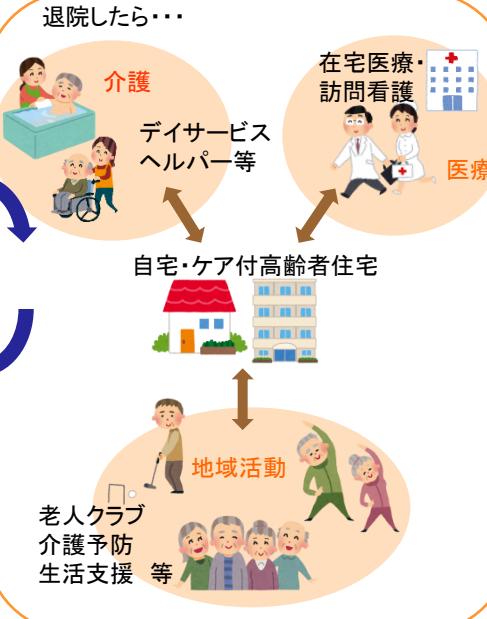
平成26年度 診療報酬改定について

今回の診療報酬改定は2025年の超少子高齢社会に向けて効果的な医療・介護サービスの提供を再構築することを目的として改定されます。ポイントは以下の2点!!

医療機関の機能分化・強化



在宅医療・地域包括ケアシステムの構築



こちらの2点をポイントとし、病院機能の見直しや在宅医療に対する診療報酬の点数が改定されることになりました。これからは病院だけではなく、住み慣れた地域で医療・介護の必要な方が生活できるような社会が求められています。また、社会の動きとともに皆さんの意識の変容に必要になります。皆さん的生活にも影響する診療報酬!! 2025年にはどう変わっているのか…今後が気になるところです。

消費税増税について

いよいよ消費税8%がスタートします。病院を受診するうえではどのような影響があるでしょう?

消費税がかからない医療費

健康保険の適応になる医療費



消費税がかかる医療費

保険適応がないもの、保険適用の範囲を超えるもの(例えば)

- ・患者の希望によって保険算定額を超える部分(差額ベッドなど)
- ・自由診療(美容整形、人工妊娠中絶、健康診断・人間ドック、予防接種、生命保険からの審査料)
- ・診断書作成料
- ・歯科自由診療(金属床義歯、歯科矯正など)
- ・柔道整復師・鍼灸師・マッサージ師の施術で療養費の支給以外のもの
- ・200床以上の病院の初診料・診察料のうち特別料金部分、その他自由診療

予防接種や診断書作成料などは消費税アップの影響を受けそうです。

一般に健康保険の適応になる医療費は非課税です。しかし、医療機関は国に消費税を納めなくてはならず、それでは医療機関の負担が大きくなってしまいます。

そこで、今回の診療報酬改定では消費税相当分が引き上げられています。

病院にかかった時の初診料や再診料が変わりますが、身体障がい者などで医療費の助成を受けられる場合は現在と同様の自己負担額で治療を受けられます。

編集後記

私事ですが、結婚を機に4月末で退職することになりました。医療ソーシャルワーカーとして、3年間働かせていただきました。患者さん、ご家族から名前を覚えていただいたら、「ありがとう」「助かった」といったお言葉をいただいたり、退院してから元気そうなお顔が見られたり…とても嬉しく、また“医療ソーシャルワーカー”という仕事の魅力を実感できた3年間でした。皆さんとの関わりを通して学んだことを生かしながら、今後は石巻でソーシャルワーカーとして頑張りたいと思います!! 3年間 本当にありがとうございました。

三浦 夏実